

平成 26 年 12 月 18 日
沖縄電力株式会社

沖縄本島における再生可能エネルギーの接続可能量について

本日開催された総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会(以下、新エネ小委)において、沖縄本島系統における再生可能エネルギー(以下、再エネ)接続可能量が **356MW** と決定いたしました。併せて、当社は近く指定電気事業者※に指定される予定となりましたので、お知らせいたします。

これにより、本年 8 月 8 日以降に受付済みの住宅用太陽光を含めた **300kW** 未満の設備の申込み分について、これまで同様に接続できる見込みとなりましたので、連系の手続きを再開いたします。

なお、12 月 12 日時点の沖縄本島における太陽光発電の既接続量を含めた接続申込量は、**336MW** 程度となっております。

以上のことから、平成 26 年 7 月 31 日付プレスリリースでお知らせしました対応策(4)「特定期間の太陽光発電停止による追加的な接続の調整」ならびに対応策(5)「太陽光発電設備側での蓄電池設置による追加的な接続の調整」については、当面の間、実施して頂かなくとも接続できる状況となりました。

なお、**300kW** 以上の太陽光発電設備に関する短周期制約につきましては、これまでお知らせしております接続可能量 **57MW** 程度から変更はございません。

当社は早急に再エネの接続に関し、受入れ再開の準備を始めるとともに、来年 1 月に予定される省令改正(注)も踏まえて、関連する説明会を開催するなど対応をまいります。説明会の詳細については後日お知らせいたします。

(注) 省令改正においては、太陽光及び風力発電の出力抑制が、年間上限 360 時間(太陽光)又は 720 時間(風力)の時間制に変更されるとともに、出力抑制の対象となる設備は 500kW 未満の全ての太陽光発電及び風力発電まで拡大されます。また双方向通信が可能な出力制御システムの導入が義務化されますことから、今後さらなる再エネの接続量拡大の可能性がります。

当社は、今後も新エネ小委ならびに系統ワーキンググループにて中立的な専門家により審議された再エネに関する方針を踏まえた新制度のもと、再エネ設備接続による系統への影響の分析を進めるとともに技術開発の動向を見極めながら、再エネの導入に取り組んでまいります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※指定電気事業者

接続申込量が接続可能量を上回った場合には、30 日を超えた無補償の出力制御を前提に接続することを可能とする。
なお、指定電気事業者は経済産業大臣が指定する。(再エネ特措法施行規則第六条第一項第七号)

[参考]

- ・ http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2014/141216.pdf
(沖縄本島における再生可能エネルギーの接続可能量の当社算定結果の提出について (H26.12.16 プレスリリース))

以上